

今後 2 年間の審議予定案件について

環境政策部会・気候変動部会・自然環境部会（グリーン社会推進課） ・・・・・・・・	1
生活環境部会（環境管理課）・・・・・・・・	5
鳥獣部会（鳥獣対策・ふるさと創造課）・・・・・・・・	7
温泉部会（薬務課）・・・・・・・・	8

第3次徳島県環境基本計画の点検・評価・改定

1 概要

徳島県環境基本条例第10条の規定に基づく「徳島県環境基本計画」は、「人と自然との共生」「持続的発展が可能な社会の構築」「地球環境保全に向けた地域の取組」という3つの基本理念のもと、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を定めたもの。

2 現計画の概要

【基本コンセプト】 「脱炭素社会を徳島から実現！」

【目指すべき環境の将来像】 ”健全で豊かな環境を守り、育み、魅力を発信！

「住んでみたい・ずっと住み続けたい徳島」へ”

【重点戦略】

- ①気候変動に適応した持続可能な社会づくり
- ②環境に配慮したエシカルな暮らしづくり
- ③自然・水素エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり
- ④生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

【主要取組】

- 1 気候変動適応とくしま
- 2 エシカルで環境対策
- 3 地域に根ざす自然・水素エネルギー
- 4 好循環社会とくしま
- 5 癒やしの郷とくしま
- 6 みんなでつくる環境首都

3 計画期間

2019（令和元年度）から2023（令和5年度）までの5年間

4 点検・評価・改定スケジュール

(1) 令和4年度

令和4年12月頃

環境対策推進本部による計画の定期的な点検・評価

令和5年1月末予定

環境審議会環境政策部会による意見・提言

令和5年3月頃

令和4年度徳島県環境白書公表

〃

県ホームページに計画の進捗状況公表

(2) 令和5年度

現計画の進捗点検・計画の改定（策定）

○「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」の進捗管理、見直し

1 概要

令和2年3年に策定した「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」は、国を上回る目標「2030年度2013年度比・温室効果ガス排出量50%削減」の目標を掲げ、「環境首都とくしま」として、「脱炭素社会」の実現に向けた気候変動対策を牽引するため、策定した計画。

2 内容

庁内各部局で構成する「環境対策推進本部」を通じて取りまとめた指標の進捗状況や新たな知見・情報等を元に、進捗状況の点検・評価、必要に応じた見直し等を行っている。

令和4年7月には、改正・温対法に基づく市町村の再エネ「促進区域」設定を促すため、当計画を改正し、徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準を策定した。

令和5年度には、計画の改定（「徳島県気候変動対策推進計画（適応編）」と統合等）を予定している。

3 スケジュール（予定）

（1） 令和4年度

令和4年12月頃	環境対策推進本部による計画の定期的な点検・評価
令和5年1月末予定	気候変動部会部会による意見・提言

（2） 令和5年度

現計画の進捗点検・計画の改定（策定）

○「徳島県気候変動対策推進計画（適応編）」の進捗管理、見直し

1 概要

全国初の「脱炭素社会の実現」を掲げた「すだちくん未来の地球条例」の理念に基づき、平成28年度に策定した「気候変動適応戦略」が終期を迎えるにあたり、新たな課題を踏まえ、気候変動の脅威に立ち向かう強い決意を共有し「2050カーボンニュートラル」を目指す「緩和策」との両輪で、県民総活躍による気候変動対策を推進するため、本県における「適応策の基本方針」として策定。

2 内容

庁内各部局で構成する「環境対策推進本部」を通じて取りまとめた指標の進捗状況や新たな知見・情報等を元に、進捗状況の点検・評価、必要に応じた見直し等を行う。

令和5年度は、計画の改定（「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」と統合等）を予定。

3 スケジュール（予定）

（1）令和4年度

令和4年12月頃	環境対策推進本部による計画の定期的な点検・評価
令和5年1月末予定	気候変動部会部会による意見・提言

（2）令和5年度

現計画の進捗点検・計画の改定（策定）

1 概要

「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」や「生物多様性とくしま戦略2018－2023」に基づき、各種事業の検討を行う。

2 検討事項

(1) 「生物多様性とくしま戦略」の改定

「生物多様性とくしま戦略2018－2023」による戦略の期間が令和5年9月末までであるため改定を行う。

(2) 「ツキノワグマ」の希少野生生物指定

「ツキノワグマ」の希少野生生物への指定について検討を行う。

(3) 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の公表

外来種による生態系への影響について、周知・啓発を行うために公表すべき内容について検討を行う。

3 スケジュール（案）

令和4年度～令和5年度	「生物多様性とくしま戦略2018－2023」の改定
令和5年度	「ツキノワグマ」の希少野生生物指定の検討
	「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の公表

「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」の変更策定**1 概要**

令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を受けて、国の「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更が閣議決定されたことを踏まえ、現行の「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」（以下「県計画」という。）を見直し、瀬戸内海の環境保全上有効な施策の実施を推進する。

2 計画期間

策定から概ね10年（5年ごとに点検）

3 内容

瀬戸内海環境保全特別措置法の基本理念に加えられた「気候変動」や「海洋プラスチックごみ」の観点も踏まえ、きれいで豊かな「里海」づくりを総合的に推進するため実施すべき施策について定める。

- (1) 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
- (2) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
- (3) 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
- (4) 気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
- (5) 基盤的施策の着実な実施

4 スケジュール

令和4年	10月中旬	環境審議会生活環境部会「県計画（素案）」
	11月下旬	11月議会報告 パブリックコメント
令和5年	1月中旬	徳島県湾・灘協議会意見聴取
	1月下旬	環境審議会生活環境部会「県計画（案）」
	2月上旬	2月議会報告
	3月下旬	策定

「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」の策定

1 概要

水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、徳島県は、管轄する区域の公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視する義務があり、同法第16条の規定に基づき、毎年、国及び地方公共団体と測定の調整を図り、次年度の「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」（以下「測定計画」という。）を策定している。（測定計画の策定については、地方自治法第2条第9項第1号に規定する「第1号法定受託事務」である。）

2 計画期間

1年ごとの単年度計画（4月1日から翌年3月31日まで）

3 内容

公共用水域及び地下水の水質の測定について必要な事項を定める。

(1) 測定項目

pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素量)など、環境基準項目及び要監視項目等

(2) 測定地点

河川：主要18河川を含む38河川

海域：県内全海域(9海域)

地下水：県内約50地点

(3) 測定方法

国の定める方法(昭和46年環境庁告示第59号など)

(4) その他必要な事項

測定回数など

4 スケジュール

9月	各関係機関へ、次年度の実施予定を照会
11月	照会結果のとりまとめ
12月	「測定計画(原案)」の作成・関係機関との協議
1月下旬 ～2月上旬	環境審議会生活環境部会「測定計画(案)」
3月	策定

○ 鳥獣保護区特別保護地区の再指定

1 目的

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認められる区域について、「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うもの。

2 内容

伊島鳥獣保護区特別保護地区（153ha）の再指定

3 指定期間

令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日まで(10年間)
(現指定期間：平成25年(2013年)11月1日から令和5年(2023年度)10月31日まで)

4 スケジュール

令和5年	5月	再指定予定地の現地調査等
	6月	公聴会
	7月	県から環境審議会へ諮問，鳥獣部会へ付議 鳥獣部会の開催
	8月	環境審議会から県へ答申
	11月	再指定

◎ 温泉法にかかる掘削等許可における諮問について

1. 概要

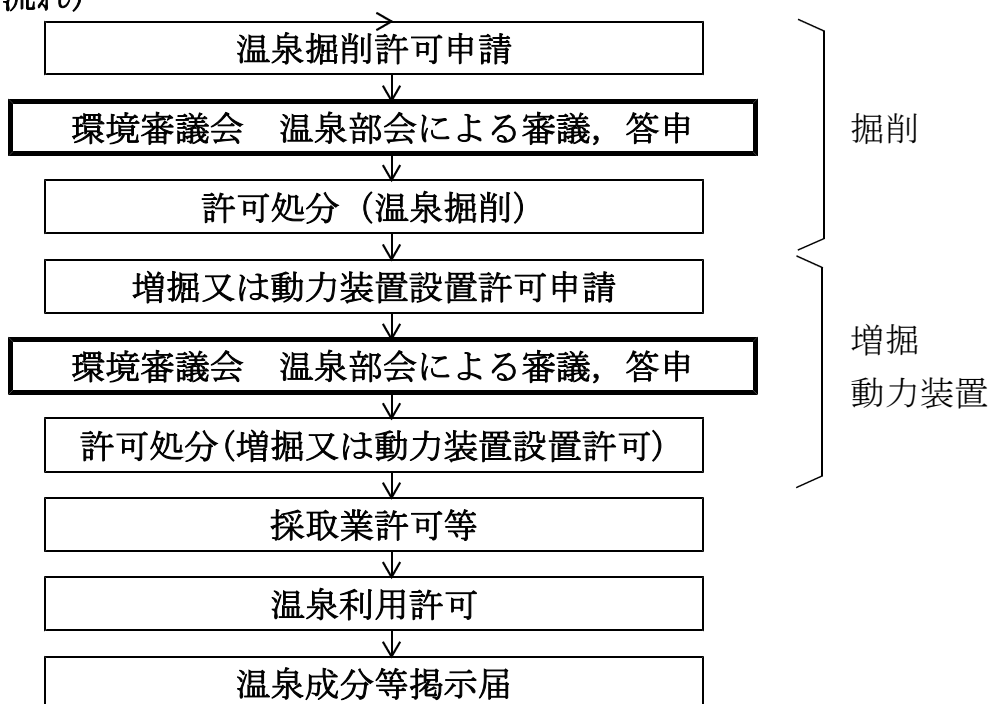
温泉法第32条（審議会その他の合議制の機関への諮問）により、

- ① 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合
- ② 温泉のゆう出路を増掘，又は動力を装置しようとする場合
- ③ ①，②の許可を取り消す場合
- ④ 温泉源を保護するため，温泉の採取の制限を命ずる場合に，審議会へ意見を聴かなければならないと規定されている。

2. 内容（審議会への答申等）

温泉がゆう出すると推測される場所によっては，既に，許可を得ている近傍地点での掘削も懸念され，温泉法の第一の目的である「温泉資源の保護」のため，新規掘削の影響が既存温泉に大きな影響を及ぼさないか，県環境審議会（温泉部会）の答申を得て許可等の手続を行っている。

（許可の流れ）



3. 前回総会以降の審議案件について

【温泉動力装置設置許可申請（1件）】

申請者氏名	ノヴィルホールディングス株式会社
住所	徳島市沖浜東3丁目15番地
掘削地	小松島市立江町字黒岩11番地3
経過	<ul style="list-style-type: none"> （ 令和4年5月18日 諮問 令和4年6月22日 温泉部会 令和4年6月22日 答申